# 企 画 総 務 委 員 会

令和７年１０月１４日

１　陳情審査

（１）新たに送付された陳情

送付７－２４　地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情

送付７－２７　「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情

２　報告事項

【地域振興部】

（１）内神田集会室のトイレ改修工事について　【資料】

（２）多文化共生社会の実現に向けた取組について　【資料】

【政策経営部】

（１）千代田区役所本庁舎・九段第３合同庁舎の全館停電について　【資料】

（２）千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について　【資料】

（３）旧永田町小学校校舎の取扱いについて　【資料】

３　その他

４　閉会中の特定事件継続調査事項について

| |
|---|
| 企画総務委員会　送付７－２４ |
| 地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を<br>国会等に提出することを求める陳情 |

受付年月日　　令和７年９月８日

陳　情　者　　提出者　　１名、３団体

２０２５年(令和７年)９月３日

千代田区議会
議長　秋谷　こうき　様

# 陳情書

[redacted]

第１　件名

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情

第２　陳情の趣旨（要旨）

千代田区議会が、国会、内閣、財務省及び消費者庁に対し、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、下記の施策を求める意見書を提出することを採択していただきたく、陳情いたします。

収受
千区議会第78号
令和7.9.8
千代田区議会事務局

記

1　地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長すべきであり、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置すること。

2　ＰＩＯ－ＮＥＴ刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。

3　消費生活相談情報の聴取及びＰＩＯ－ＮＥＴ登録事務等、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第１０条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

## 第３　陳情の理由

### 1　消費者被害の現状と地方の相談窓口の重要性

令和６年版消費者白書によれば、２０２３年の消費生活相談件数は９０．９万件（前年８７．６万件）であり、前々年の８５．９万件に比べると約５万件増加しています。消費者被害・トラブル額の推計は、２０２３年過去最高の約８．８兆円（前年約６．５兆円）に達しました。６５歳以上の相談件数が契約当事者全体の３０．５％となり、高齢者の消費者被害・トラブルが大きな割合を占めています。被害態様についても、インターネット通販の「定期購入」に関する相談やＳＮＳをきっかけとする被害の相談件数が過去最多となるなど多様化・高度化しています。

この傾向は東京都においても同様であり、相談件数は、ここ数年、合計１３万件前後、うち高齢者の相談は約３分の１を占めています。

高齢者が自分で問題解決することは難しい場合が多いことや多様化・高度化する消費者被害に対応するためには専門的知識や経験が必要であることなどから、住民にとって身近な地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要であることは明らかです。

### 2　国の地方に対する支援策の推移と交付金の期限到来の影響

国は、地方に対する支援策として、地方消費者行政活性化交付金（２００９年度～２０１１年度）、地方消費者行政推進交付金（２０１２年度～２０１７年度、以下「推進交付金」といいます。）を措置しました。推進交付金は、補助率１０割で相談員の人件費にも充てることができるものでしたが、地方消費者行政予算を徐々に自主財源に移行させる政策方針下で２０１７年に自治体毎の活用期限（原則として事業開始から７年間、小規模自治体は９年間等）が定められ、２０１８年度以降は、現行の地方消費者行政強化交付金（原則２分の１補助、以下「強化交付金」といいます。）に移行しました。

消費者行政推進事業（以下「推進事業」といいます。）に対する強化交付金は推進交付金によって立ち上げた事業に対して推進交付金と同様に支援を継続するとされましたが、上記活用期限もそのまま引き継がれました。

推進交付金と推進事業に対する強化交付金は、啓発や消費者教育などの事業だけでなく、消費生活相談員の人件費にも充てることができることから、長い間消費者庁創設後に新設・増設された相談体制を下支えしてきました。

しかし、全国的にその活用期限が迫っており（２０２４年～２０２５年度に多くの自治体が終了し、２０２７年度で全て終了）、全国で、どこにいても専門家（消費生活相談員）による相談が受けられる体制を維持していくことができるのかが大きな課題となると指摘されています（日本消費経済新聞２０２３年１２月５日号）。東京都内においても、同様の課題が指摘できます。

3　陳情の趣旨について

(1) 推進事業分の強化交付金に引き継がれた交付期限は、地方公共団体における消費者行政予算を自主財源に移行するための呼び水として設定されたものですが、全国の地方公共団体の自主財源は、交付金がなくなっても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達していません。

このような状況のまま強化交付金が終了してしまうと、自主財源への移行が難しい小規模自治体において、相談窓口の維持が困難になったり、そうでないとしても、交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小される可能性が高いと予想されます。

よって、現行の推進事業分の交付金の活用期限を延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に措置することを求めます。

(2) 国は、２０２６年移行を目指して、ＰＩＯ－ＮＥＴ刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めていますが、これらについては、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧されており、その負担によっても消費生活相談業務を始めとする地方消費者行政が縮小・後退するおそれがあります。

ＰＩＯ－ＮＥＴ刷新及び消費生活相談のデジタル化において地方公共団体に生じる費用を、国において措置することを求めます。

(3) ＰＩＯ－ＮＥＴ情報は、国の法執行の端緒や立法政策の根拠となるものであって国の事務の性質を有する消費者行政費用と言え、全国各地の消費生活相談情報の収集が適時・適切・安定的に行われることが国の消費者行政にとっても必要です。また、ＰＩＯ－ＮＥＴ情報は、地方公共団体が相談窓口を維持し、多大なコストを掛けて得られた貴重な情報であることか

ら、地方と国のコストの分担の観点からも、国の費用負担が行われるべきです。

消費生活相談情報の聴取及びＰＩＯ－ＮＥＴ登録事務等について、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるもの（地方財政法第１０条参照）として、同法を改正して国の恒常的な財政措置を検討するよう求めます。

## 4　まとめ

以上のとおり、地方消費者行政の一層の充実・強化のため、陳情に及びました。貴議会において、御採択いただきますようお願い申し上げます。

以上

| |
|---|
| 企画総務委員会　送付７－２７ |
| 「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた<br>有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情 |

受付年月日　　令和７年１０月６日

陳　情　者　　提出者　　１名

陳情書

令和 7 年 10月 6日

千代田区議長　秋谷　こうき　様

件名：「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および
黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情

陳情者 [redacted]
住所 [redacted]
[redacted]
電話 [redacted]

理由

千代田区職員等公益通報条例について、現行の内容は区民を対象とはしておらず、前文にある「区政の執行に携わる者が、法律を遵守し、事務事業を公正に行うことは、区民の負託を受け、全体の奉仕者として公共の利益のために働く者として当然の責務である。区政に違法又は不当な事実があった場合に、これを最も的確に把握できる立場にあるのは、区の内部にある者である。しかし、これを明らかにすることが自らの不利益を招くとのおそれから、その事実が放置され、秘密として覆い隠されることがあってはならない。」というこの条例の目指すべき目的を十分に果たせていないと考える。

私は障がいに起因したコミュニケーションの苦手さがあり、上手く情報を伝えることが出来ない事や誤解される事が多くあります。そのため、ソーシャルワーカーの障害福祉に対する専門性の必要を訴え、生活支援課内の有資格者等に関する情報の公開を請求しましたが「特定個人情報に該当するため回答致しかねる」と大変残念な回答を頂きました。また、過去に担当ケースワーカーより「自身は社会福祉士を取得している」との発言があったが、それより以前に区議会議員の協力を仰ぎ、情報公開をしてもらった文書（添付資料 1）にはケースワーカーのうち社会福祉士の取得者は 0 名で、精神保健福祉士取得者は 1 名との記載がありました。この件を指摘すると、担当ケースワーカーは下を向いて黙り込んでしまいました。ケースワーカーの発言と公開された文書に齟齬があります。また、千代田区から公開された別の文書は氏名のみ公開され、それ以外は黒塗りの文書でした。一方、令和 6 年度の文教福祉委員会の議事録における発言においては、ケースワーカーではなく、支援員の有資格者は 4～5 名（社会福祉士および精神保健福祉士）とありましたが、ケースワーカーの有資格者数への発言は一切ありませんでした。公開された黒塗り文書や議事録内での発言との不一致等、不信感を抱かざるを得ません。

これは、千代田区コンプライアンス・ガイドライン（以下ガイドライン）に記載された

収受
千区議会第 85 号
7.10.-6
千代田区議会事務局

「千代田区情報公開条例に基づく情報公開制度の運用」に矛盾しています。ガイドライン違反を自ら犯して良いのでしょうか？「ガイドラインはあくまでもガイドラインであり、条例を優先する。」と生活支援課の大松課長はかつて私に発言されたことを今でもはっきりと覚えています。自ら設定したガイドラインを破ることは違法ではないので、破ることは問題ないという千代田区の意向と捉えました。ガイドラインが条例の根底にあるもののはずなのに、根底を覆す発言をしています。これは問題であると思い、議題としてあげていただきたい。

そもそもガイドラインには「(参考) 非公開情報に該当するもの（千代田区情報公開条例第７条第１項各号)」と題して、以下のように個人情報の非公開範囲を規定しています。

① 個人情報（※）

（例）氏名、住所、電話番号、生年月日、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得財産の状況等

※事業を営む個人の当該事業に関する情報や公務員の職務の遂行に係る情報は、個人情報から除外されています。

福祉事務所においては、専門性を持って障がいのある区民へも対応することが責務であり、障がい者への対応力を一定程度証明する福祉資格については当然「職務の遂行に係る情報」であると理解しています。しかし、生活支援課は「職務の遂行に係る情報」に福祉資格が当てはまらない根拠を全く示していません。これは生活支援課による「違法なガイドライン違反」です。

また、社会福祉法の条文には以下のような内容があります。

◉（名称の使用制限）

第四十八条

社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

２　介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

◉罰則

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三　第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

◉（誠実義務）

第四十四条の二　社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立つて、誠実にその業務を行わなければならない。

◉（信用失墜行為の禁止）

第四十五条　社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つ

けるような行為をしてはならない。

◉（資質向上の責務）

第四十七条の二　社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

これらの条文に当てはめると、これまで記載していた生活支援課の対応や発言は罰則規定に当てはまるのではないでしょうか。

まとめ

「新宿区公益保護のための通報に関する条例」第４条においては、「職員等であった者等又は区民」が通報する事が出来ると明記されているが、千代田区においても早期に区民を公益通報者の対象とし「区政の執行に携わる者が、法律を遵守し、事務事業を公正に行うことは、区民の負託を受け、全体の奉仕者として公共の利益のために働く者として当然の責務」という理念を実現させるべきである。またその際は、通報先について障がい等に関わらず、すべての区民が通報制度を利用できるためにわかりやすい形で、校正平等に公表するべきであり、その旨を条例に明記すべきである。また、生活支援課における障害者への専門性の向上のためにも、不適切な黒塗りによる情報公開ではなく区民への誠実な情報公開を強く求めます。

以上

地域振興部資料 1
令和７年 10 月 14 日

# 内神田集会室のトイレ改修工事について

1　工事の目的

内神田集会室の利便性向上のため、和式便器の洋式化を行う。

2　工事の内容

便器の洋式化
手洗い器自動水栓化
トイレブースの更新

3　工事実施期間

令和8年2月8日から3月6日（予定）

4　工事に伴う利用制限

工事実施期間中の内神田集会室の利用休止

5　周知方法

・広報千代田 11 月 20 日号へ掲載
・千代田区ホームページへ掲載
・会館施設予約システムのトップページに「お知らせ」として掲載
・子育てひろばを実施している児童家庭支援センターとは情報を共有している。

6　その他

定期的に利用している団体の予定に当たらないよう日程を調整した。
騒音・振動の発生が予想されるため、区営住宅にも周知の予定

地域振興部資料２
令和７年１０月１４日

# 多文化共生社会の実現に向けた取組について

## １　趣旨

区内の外国人人口は令和７年９月１日現在、総人口の約 6.1%に当たる 4,236 人で、平成 27 年９月１日時点の 2,594 人から約 1.6 倍に増加しており、今後も増加傾向が見込まれる。

一方、国においては、令和７年７月 15 日に「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、海外の活力を取り込んでいくことが重要である中、ルールを守らない方々への厳格な対応や制度の見直しは重要な課題との考え方が示されたところである。

地域の生活者となる外国人住民は、その地域社会に影響を与えることになるため、多文化共生社会の実現にあたっては、外国人住民においても、秩序を持ってルールを守ってもらうことが重要である。

そこで、区では、千代田区第４次基本構想の下で、区民や関係団体、区が一体となって多様性を尊重し、認めあう社会づくりを推進するため、以下検討体制を設置し、多文化共生社会の実現に向けた取組を検討する。

## ２　検討体制（予定）

（１）千代田区多文化共生推進に関する委員会（仮称）
　　（構成）学識経験者、外国人支援・交流団体（ＮＰＯ、語学学校等）、
　　国際交流・協力ボランティア等

（２）千代田区多文化共生推進に関する庁内検討会（仮称）
　　（構成）庁内関係部署の課長等

## ３　今後のスケジュール（予定）

令和７年度　千代田区多文化共生推進に関する委員会（仮称）及び
　　千代田区多文化共生推進に関する庁内検討会（仮称）を設置

令和８年度　区民等向け意識・実態調査の実施
　　調査を踏まえ、多文化共生推進に関する計画策定を検討

政策経営部資料1
令和7年10月14日

# 千代田区役所本庁舎・九段第3合同庁舎の全館停電について

1. 停電理由

特別高圧変圧器設備改修の電気工事に伴う全館停電

2. 停電日時

令和7年11月23日（日） 午前8時から午後6時頃まで （10 時間程度）

※毎月第4日曜日は休館日

3. 停電時の施設状況

・各階共通　エレベーター・照明・空調・トイレ・コンセント等使用不可

・階段室　セキュリティシステムが作動しないため無施錠状態

・1 階　出入口自動ドア全て開放（パニックオープン）のため警備員配置

・地下 1 階　駐車場のゲートが作動しないため使用不可

4. 停電時の対応（区民等への対応）

・夜間休日窓口　千代田会館10階に一時移設 （7:30～19:00）
（夜間通用口に案内の表記及び警備員の配置）

・コールセンター　千代田会館10階に一時移設 （8:00～19:00）

5. 区民等への周知

・広報千代田10月20号

・区のホームページ

・SNS

政策経営部資料２－１
令和７年 10 月 14 日

# 千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について

## １　概　　要

公共施設の老朽化や今後予想される人口増加等に対応するため、将来の施設整備に向けた用地の計画的な確保が喫緊の課題となっている。特に、都心に位置する本区においては、新たな土地の取得が極めて困難であることから、既存の区有財産の有効活用が重要である。

このような背景を踏まえ、将来の施設整備に備える資源として一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産を新たに「留保財産」と定義し、その考え方を「千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）」として整理する。

## ２　基本方針（素案）の要点

### （１） 留保財産とは

区が所有する土地のうち、将来の公共施設整備を見据えて所有権を留保しつつ、施設整備等の具体的な計画が定まっていない段階では、地域利用などの暫定的な活用を通じて有効活用を図る区有地のことをいう。

### （２）留保財産の選定について

概ね 3,000 ㎡以上の敷地面積を目安に、学校・福祉・防災施設等の行政需要に対応可能な未利用・暫定活用財産から選定する。

### （３）利用方針の策定について

留保財産として取扱うこととした区有地について、庁内の行政需要や地域ニーズを踏まえ、将来の公共施設整備を見据えた活用方針を策定する。

### （４）定期借地権を設定した貸付けによる活用について

区の活用予定がない場合でも、土地の有効活用の観点から暫定活用を行う。なお、民間等から公共性や公益性を確保し、地域ニーズに応える事業提案があれば、定期借地契約により貸付けを行う。

## ３　意見公募

千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について、意見公募を実施する。

## ４　今後の予定

１０月２０日～　　意見公募
１２月上旬　　企画総務委員会報告

【素案】

政策経営部資料２－２
令和７年 10 月 14 日

# 千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針

（将来の公共施設整備に備えた土地保有・活用の考え方）

令和〇年〇月 策定

## 目 次


**第１　背景と目的 ..... 2**

**第２　留保財産の取扱いについて ..... 2**

１　基本的な考え方..... 2

２　留保財産の定義..... 3

３　留保財産の選定基準..... 3

４　留保財産の選定等に係る手続き..... 3

**第３　留保財産の利用方針の策定について ..... 5**

１　基本的な考え方..... 5

２　利用方針案の作成..... 5

３　利用方針の策定..... 5

**第４　定期借地権を設定した貸付けの活用について ..... 6**

１　基本的な考え方..... 6

２　活用の手続き..... 6

【素案】

## 第１　背景と目的

本区では、公共施設の老朽化が進行しており、多くの施設が更新時期を迎えています。今後数十年にわたり、施設の建替えに必要となる用地を計画的に確保していくことが喫緊の課題です。また、人口増加に伴う施設の量的整備に加え、高齢化の進展などを踏まえた機能面での質的強化も求められています。

将来の公共施設整備に備えるため、未利用または暫定的に活用されている区有財産のうち、一定の敷地面積等を有し、公共施設整備に対応し得るものを「留保財産」として定義します。あわせて、当該留保財産の役割および活用方針を明確に整理し、組織としての備えを制度的に位置付ける共通方針を策定することで、限られた資源の中でも将来を見据えた計画的かつ戦略的な施設整備を可能とする体制の構築を図ります。

## 第２　留保財産の取扱いについて

### １　基本的な考え方

将来の公共施設整備に備えるにあたり、未利用または暫定的に活用されている区有財産のうち、一定の敷地面積等を有し、公共施設の整備に対応し得るものを「留保財産」として位置付けます。

留保財産については、現時点で具体的な整備計画が存在しない場合であっても、将来的な施設整備の可能性を踏まえ、計画的かつ戦略的な活用を図ることが重要です。

そのため、留保財産は、施設整備の長期的な見通しや地域の将来像を踏まえた上で、整備の優先度や必要性を評価しながら、段階的に活用方針を整理していきます。また、他の行政課題との整合性を確保しつつ、柔軟かつ持続可能な資産管理を行うことを基本的な考え方とします。

【素案】

## 2　留保財産の定義

留保財産とは、区が所有する土地のうち、将来の公共施設整備を見据えて所有権を留保しつつ、施設整備等の具体的な計画が定まっていない段階では、地域利用などの暫定的な活用を通じて有効活用を図る戦略的な区有地のことをいいます。

## 3　留保財産の選定基準

今後の公共施設整備に備えて、一定規模の区有地を計画的に留保しておくことが求められています。中でも、学校施設は地域における基幹的なインフラであり、建替え時には広い敷地が必要となることから、留保地の規模を検討する際の代表的な基準となります。

学校施設の建替えには、これまで仮校舎として活用してきた敷地の実績を踏まえ、最低でも 3,000 ㎡以上の敷地面積が必要とされています。この 3,000 ㎡以上という基準は、学校施設に限らず、福祉施設や複合施設、防災拠点など、将来的な行政需要にも対応可能な規模であるため、留保財産の規模要件として共通の目安とすることが合理的です。

また、道路幅員や開発制限の有無など、幅広い利活用に支障がないかといった個別の要因も考慮し、総合的に判断したうえで、所有権を留保することが適当と認められるものを留保財産として選定します。

## 4　留保財産の選定等に係る手続き

（１）留保財産の選定手続き

①　留保財産の選定基準に基づき、未利用・暫定活用財産から「留保財産」として選定することが適当と判断したものを「留保財産候補地」として選定します。

②　「留保財産候補地」について、庁内会議体での議論を経て「留保財産」として決定します。

（２）留保財産の除外手続き

留保財産として保有している区有地について、所有権を留保する必要がなくなった場合には、あらかじめ除外手続きを経るものとします。除外手続きを行う一例として、以下のようなケースが挙げられます。

① 市街地再開発事業に権利者として参画する場合

② 土地交換に応じる場合

③ 恒久的な施設整備等により、所有権の留保が不要となる場合

上記のような場合には、留保財産としての位置づけを見直し、除外の判断を行う必要があります。除外手続きについては、留保財産の選定手続きに準じて、庁内会議体での議論を経て、適切に整理・決定します。

【素案】

## 第３　留保財産の利用方針の策定について

### １　基本的な考え方

留保財産の活用にあたっては、まず本区の事業を優先することを基本とします。これは、公共施設整備や行政サービスの提供など、区の政策目的に直結する活用を最優先とするものです。ただし、区による活用が予定されていない場合や、地域の課題解決や活性化に資する提案がある場合には、活用手法の選択肢を広げることが重要です。

このため、公共的・公益的な団体による事業や、地域ニーズに即した民間事業についても、一定の条件を満たす場合には活用対象とします。

なお、活用の優先順位は、以下のとおりです。

① 本区事業（公共施設整備、行政サービス等）
② 公共的・公益的な団体による事業（地域活動、福祉・教育関連等）
③ 民間事業（地域貢献性や公益性が認められるもの）

### ２　利用方針案の作成

留保財産の活用方針の策定に向けて、庁内における行政需要や地域のニーズを踏まえ、将来の公共施設整備を見据えた利用方針案を作成します。また、区による活用を行わない場合には、マーケットサウンディング等を通じて民間事業者の意見も適切に反映しながら、実効性のある方針案の検討を行います。

### ３　利用方針の策定

上記利用方針案について区有地等活用検討会での議論を踏まえ、首脳会議での審議を経て、利用方針を策定することを基本とします。

【素案】

## 第４　定期借地権を設定した貸付けの活用について

### １　基本的な考え方

民間活用にあたっては、公共性・公益性の確保を前提とし、区の政策課題への貢献や地域の活性化に資する事業を対象とします。

活用の手法は、事業用定期借地権設定契約（原則 10 年以上）による貸付を基本とし、売却は行いません。これは、区有地の資産価値および将来的な行政需要への対応力を維持するためであり、契約条件や用途制限等を適切に設定することにより、区有地の管理と公共性の確保を両立させることを目的としています。

### ２　活用の手続き

定期借地権を設定した貸付けを行うにあたっては、原則としてプロポーザル方式により事業者を選定します。必要に応じて、マーケットサウンディング等を通じて事業者の意向や提案内容を把握し、柔軟かつ実効性のある活用方針の検討を行います。

契約条件（期間、用途、管理方法等）については、庁内関係部署との協議を経て個別に設定し、区有地の公共性・公益性を確保しつつ、地域の課題解決や活性化に資する事業の実現を図ります。

政策経営部資料３－１
令和７年 10 月 14 日

# 旧永田町小学校校舎の取扱いについて

## １　概　　要

旧永田町小学校は、閉校後、長期間にわたり未利用又は暫定的な活用にとどまり、本格的な活用には至っていない。将来の行政需要への対応を見据え、柔軟な土地活用を可能とするため、当該校舎を解体することとする。

## ２　現状の課題

### （１）土地活用における制約

本区は都心中心部に位置しており、まとまった土地の確保が困難である地域特性を有する。そのため、限られた区有地を最大限に活用する必要があるが、校舎があることによって現状以上の活用が困難であり、土地活用に制約がある。

### （２）施設の老朽化

築年数が経過しており、建物の構造や設備に劣化が見られる。また、既存施設の老朽化や劣化の進行に伴い、将来的には修繕の頻度が増す可能性がある。

### （３）安全性や防災上の懸念

耐震性能が低いため、災害時の倒壊リスクが高く、周辺住民の安全確保のためにも、抜本的な対応が求められる。

### （４）維持管理費の負担

維持管理に継続的な費用が発生しており、財政的な負担となっている。老朽化が進む中で今後の対応範囲が拡大する可能性もあり、限られた予算の中で安定的に管理を継続していくことが求められる。

## ３　意見照会

校舎の解体にあたり、当該施設の記録や資料の取扱いについて、住民や関係者の意見を伺い、今後の対応の参考とする。

## ４　今後の予定

| | |
|---|---|
| １０月２０日～ | 意見照会 |
| １２月上旬 | 企画総務委員会報告 |

## ５　その他

令和８年度当初予算に建物の解体設計経費等を計上見込み。

政策経営部資料３－２
令和７年 10 月 14 日

# 旧永田町小学校校舎の取扱いについて

千　代　田　区

令和７年１０月

# 目　次


１　背景・目的 ..... 3

（１）閉校となった経緯 ..... 3

（２）意見照会の目的 ..... 3

２　対象施設の概要 ..... 4

（１） 主な沿革 ..... 4

（２） 建物の基本情報 ..... 5

ア　全　体 ..... 5

イ　校　舎 ..... 5

ウ　校　舎（増築部分） ..... 5

エ　機械室 ..... 6

オ　倉　庫（旧温室） ..... 6

（３）敷地条件等 ..... 7

ア　都市計画に基づく制限 ..... 7

イ　周辺道路の状況 ..... 7

３　対象施設の現状 ..... 10

（１）現在の活用状況 ..... 10

ア　校庭 ..... 10

イ　校舎 ..... 10

ウ　その他 ..... 10

（２）施設の老朽化 ..... 11

（３）安全性や防災上の懸念 ..... 11

（４）維持管理費の負担 ..... 11

４　現状の課題 ..... 12

５　校舎の取扱いについて ..... 12
（１）解体の期待効果 ..... 12
ア　土地の有効活用 ..... 12
イ　安全性と安心感の向上 ..... 12
ウ　財政負担の軽減 ..... 13
（２）解体の留意点 ..... 13
ア　地域の歴史・思い出・記憶の継承 ..... 13
イ　土地の本格活用までの対応 ..... 13
ウ　関係者への配慮 ..... 13
（３） 校舎等資料保存に向けた検討 ..... 13

６　問い合わせ先 ..... 14

# １　背景・目的

## （１）閉校となった経緯

千代田区立永田町小学校は、明治４１（１９０８）年に「東京府東京市永田町尋常小学校」として開校し、永田町地域における教育の拠点として、長年にわたり地域の子どもたちを育んできました。戦前・戦後を通じて名称や校舎の形を変えながら、地域の歴史とともに歩んできた学校です。

永田町という立地は、国会議事堂や官庁街に隣接する特性を持ち、かつては官舎や一般住宅が多く、児童数も安定していました。しかし、時代の変化とともに地域の人口構成が大きく変化し、住宅の減少や子育て世代の転出などにより、児童数は次第に減少傾向となりました。

こうした状況の中、学校としての教育機能の維持が困難となり、平成５（１９９３）年３月３１日をもって閉校となりました。

## （２）意見照会の目的

旧永田町小学校は、閉校後、長期間にわたり未利用又は暫定活用の状態が続いています。本区は都心の中心部に位置し、新たにまとまった土地を取得することが困難なことから、将来の行政需要への対応を見据え、柔軟な土地活用を可能とするため、当該施設を解体することとしました。

本意見照会は、当該施設の解体に伴う記録や資料の取扱い等について、地域の皆様や関係者のご意見を伺い、今後の対応の参考とすることを目的としています。

なお、解体後の土地は引き続き区が所有し、売却の予定はありません。今後の活用方法については、行政課題や地域の状況を踏まえながら検討を進めていく予定です。

## ２　対象施設の概要

### （１）主な沿革

| | |
|---|---|
| 明治３９（１９０６）年１０月 | 校地選定 |
| 明治４０（１９０７）年　６月 | 東京府東京市永田町尋常小学校校舎建設認可 |
| 明治４０（１９０７）年１２月 | 校章制定 |
| 明治４１（１９０８）年　６月 | 東京府東京市永田町尋常小学校設置認定 |
| 大正１２（１９２３）年　９月 | 関東地区大地震発生（本校は無事） |
| 昭和　８（１９３３）年　６月 | 校旗制定 |
| 昭和１２（１９３７）年１０月 | 新校舎（現校舎）落成 ※「昭和１２年８月落成」と記載の資料あり |
| 昭和１６（１９４１）年　４月 | 東京府東京市永田町国民学校へと校名変更 |
| 昭和１８（１９４３）年　７月 | 東京都永田町国民学校へ校名変更 |
| 昭和１９（１９４４）年　４月 | 日比谷小学校廃校につき本校に併合 |
| 昭和２１（１９４６）年　３月 | 学校給食開始 |
| 昭和２２（１９４７）年　４月 | 東京都千代田区立永田町小学校へ校名変更 |
| 昭和２３（１９４８）年　５月 | 本校ＰＴＡ設立総会 |
| 昭和２５（１９５０）年　７月 | 給食用パン製造施設完成 |
| 昭和２８（１９５３）年　６月 | 校歌制定 |
| 昭和３７（１９６２）年　５月 | ニューヨーク州マンハッタン第十九小学校と姉妹校となる。 |
| 昭和４３（１９６８）年１１月 | 新校旗制定 |
| 平成　５（１９９３）年　４月 | 閉校 |

## （２）建物の基本情報

### ア　全　体

名　　称　：旧永田町小学校

所 在 地　：千代田区永田町二丁目１９番１号

敷地面積　：３，９７４．３９㎡（登記）

延べ面積　：５，１１１．５４㎡

### イ　校　舎

構　　造　：鉄筋コンクリート造

階　　数　：地下１階、地上４階、塔屋１階

延べ面積　：４，５４２．６３㎡

建物高さ　：１６．１６ｍ

竣工年月　：昭和１２（１９３７）年１０月

築 年 数　：８８年

設 計 者　：東京市

施 工 者　：神谷太一郎

### ウ　校　舎（増築部分）

構　　造　：鉄筋コンクリート造

階　　数　：地上４階

延べ面積　：５３４．２０㎡

建物高さ　：１６．１６ｍ

竣工年月　：昭和３９（１９６４）年５月

築 年 数　：６１年

設 計 者　：株式会社キタ建築設計事務所

施 工 者　：株式会社田中土建工業

## エ　機械室

構　　造　：コンクリートブロック造

階　　数　：地上１階

延べ面積　：１４．４０㎡

建物高さ　：３．８３ｍ

竣工年月　：[不明]

築 年 数　：[不明]

設 計 者　：[不明]

施 工 者　：[不明]

## オ　倉　庫（旧温室）

構　　造　：鉄筋コンクリート造

階　　数　：地上１階

延べ面積　：２０．３１㎡

建物高さ　：５．５５ｍ

竣工年月　：昭和５３（１９７８）年１２月

築 年 数　：４７年

設 計 者　：帝都高速度交通営団

施 工 者　：株式会社熊谷組

[築年数は令和８（２０２６）年３月３１日時点で算出]

## （３）敷地条件等

### ア　都市計画に基づく制限

用途地域　：商業地域

容 積 率　：５００％ （一部［７００％］）

建 蔽 率　：８０％

防火指定　：防火

地域地区　：千代田区駐車場整備地区（平成８年７月５日決定／区告第７１号）

重点地区　：美観地域重点地区

そ の 他　：美観重点地区（一部［外濠重点地区］）

### イ　周辺道路の状況

北西　：幅員約３０ｍ　（国道２４６号バイパス）

西　　：幅員約８．９１ｍ　（区道１６２号）

南　　：幅員約８．００ｍ～９．４０ｍ　（区道１６３号）

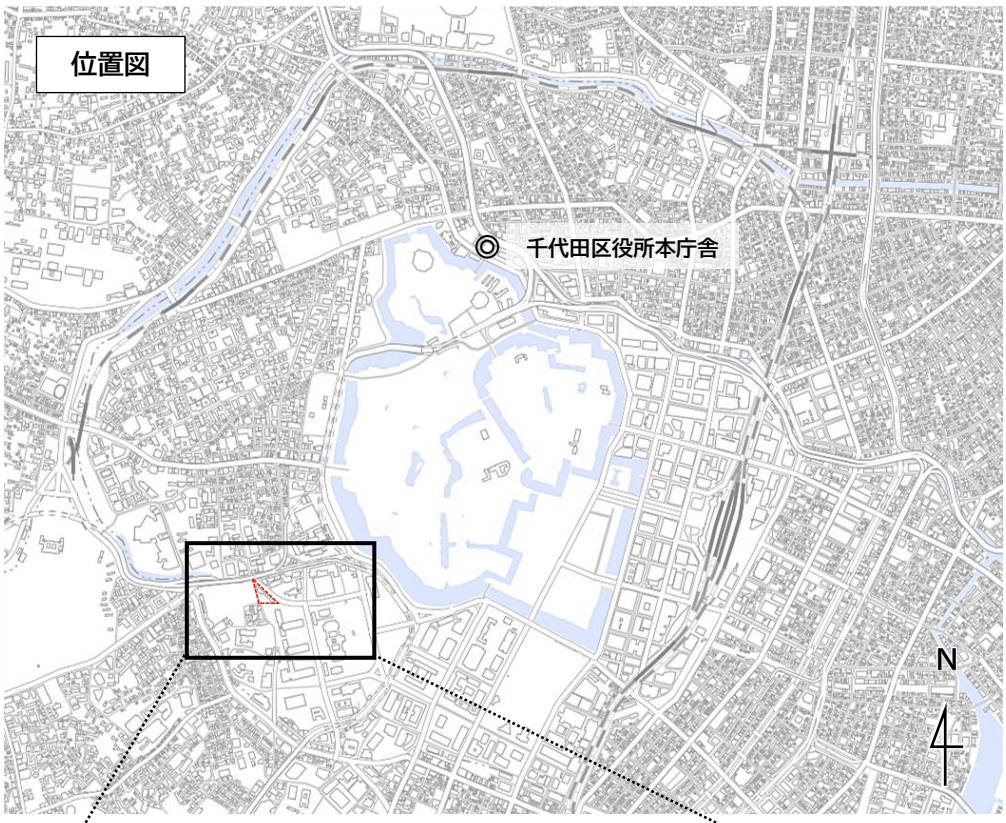
位置図
◎ 千代田区役所本庁舎
N

位置図（詳細）
最高裁判所
国立国会図書館
参議院議長
・衆議院議長公邸
参議院議員会館
都立日比谷高等学校
国会議事堂
N

外観写真

# ３　対象施設の現状

## （１）現在の活用状況

現在の施設については、地域の状況や行政ニーズを踏まえ、限られた範囲での活用が継続されています。現時点での主な活用内容は、以下のとおりです。

### ア　校庭

校庭は、毎週日曜日に子どもの遊び場として、平日は近隣保育園の代替園庭として利用されています。

### イ　校舎

校舎の一部は、区立学校で使用する机や椅子の予備品の保管場所として活用しているほか、期限が近づいた防災備蓄物資や期限切れ又は間もなく期限を迎える備蓄物資を廃棄するまでの一時的な保管場所としても利用されています。安全性を考慮し、人が立ち入らない形で暫定的に活用しています。

### ウ　その他

敷地の一部は換気塔用地として、敷地の地下部分は東京地下鉄の連絡通路等として、東京地下鉄株式会社にそれぞれ貸し付けています。これにより、貸付収入を得て区有財産の有効活用を図っています。

## （２）施設の老朽化

築年数が経過しており、建物の構造や設備に劣化が見られます。今後の維持管理には多額の費用が必要となる状況です。さらに、既存設備の老朽化や劣化の進行に伴い、将来的には修繕の頻度が増加する可能性があります。

## （３）安全性や防災上の懸念

地震や火災などの災害時における安全性が十分に確保されていないため、周辺住民の安心・安全の観点からも対応が求められています。特に、建物の Is 値（構造耐震指標）が低く、耐震性に課題があることから、大規模地震発生時には倒壊や損壊のリスクが高く、人的被害や避難の困難さにつながる可能性があります。災害時の被害拡大を防ぐためにも、抜本的な安全対策の検討が必要です。

## （４）維持管理費の負担

維持管理に継続的な費用が発生しており、財政的な負担となっています。現在は基本的な維持管理業務に限られているものの、老朽化が進む中で今後の対応範囲が拡大する可能性もあり、限られた予算の中で安定的に管理を継続していくことが求められています。このような財政的負担は、他の施策への予算配分にも影響を及ぼす可能性があり、将来的な財政運営の観点からも慎重な検討が必要です。

## ４　現状の課題

本区は都心の中心部に位置し、まとまった土地の確保が困難であるという地域特性を踏まえ、限られた区有地を最大限に活用する必要があります。こうした中、当該施設は、施設の老朽化に加え、安全性や防災面での懸念があることから、現状以上の活用を図ることが期待できず、土地活用に制約があります。

## ５　校舎の取扱いについて

将来の行政需要への対応を見据え、柔軟な土地活用を可能とするとともに、当該施設の老朽化、安全性や防災上の懸念、維持管理費の負担といった課題を踏まえ、施設の解体を進めていきます。

### （１）解体の期待効果

#### ア　土地の有効活用

更地にすることで土地の再活用が容易になり、今後の行政需要への対応や地域のニーズに応じた柔軟な利用が可能となります。また、老朽化した建物が撤去されることで景観が改善され、防犯面でも効果が期待されます。

#### イ　安全性と安心感の向上

老朽化した建物の撤去により、地震や火災などの災害時のリスクが軽減され、不法侵入などへの不安も解消されることで、地域住民の安心感が高まります。

ウ　財政負担の軽減

維持管理費が軽減されることで、維持管理に充てられていた財源を他の行政サービスへ柔軟に振り分けることが可能となり、地域住民のニーズに応じた施策の充実につながります。

## （２）解体の留意点

ア　地域の歴史・思い出・記憶の継承

学校施設は地域の教育や交流の場として長年親しまれてきたものであり、歴史や思い出、記憶の継承が課題となります。

イ　土地の本格活用までの対応

解体後、土地の本格的な活用策が決まるまでの間、状況に応じて暫定活用などの対応を検討する必要があります。

ウ　関係者への配慮

卒業生や保護者など施設に思い入れのある方々がいる中で、解体が進められることから、配慮が求められます。

## （３）校舎等資料保存に向けた検討

施設の解体により、地域の歴史や思い出が失われることへの懸念があることを十分に認識しています。こうした地域の記憶を将来にわたって継承していくため、校舎の外観や内部の様子、校舎に関わる記録などについて、本意見照会の結果等を踏まえた上で、写真・映像・文書等資料の保存方法を検討していきます。

## ６　問い合わせ先

千代田区　政策経営部　施設経営課　区有施設担当

〒１０２－８６８８　東京都千代田区九段南１－２－１

電　話：０３－５２１１－４１６０

ＦＡＸ：０３－３２６４－１４６６

メールアドレス：shisetsukeiei［アットマーク］city.chiyoda.lg.jp

※［アットマーク］は@に置き換えてください。